商品概要説明書

ＪＡ新型福祉定期貯金

（令和７年４月１日現在）

商 品 名	・ＪＡ新型福祉定期貯金 ※この商品は「スーパー定期貯金＜単利型＞」の商品内容を一部変更したものです。
ご利用いただける方	・個人のみ ※対象となる年金、手当等を受給している方(「対象となる年金、手当等」参照) ※お一人さま１店舗に限ります。
取扱期間	・令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
預入期間	・１年 ※非自動継続の取扱いとなります。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入限度額 （４）預入単位	 ・一括預入 ※本商品はＡＴＭ、ＪＡネットバンク（「ＪＡバンクアプリプラス」含む）でのご契約はできません。 ・１円以上 ・お一人さま 300 万円以内 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	－
特　典	・金利上乗せ（初回満期時まで適用） 店頭表示金利＋年０．２０％ ※金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更させていただくことがあります。
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①　６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　　約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融部金融管理課(電話：０８７－８２５－０２２７)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

	また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融管理課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：０８９－９４１－６２７９） 岡山弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
対象となる年金、手当等	・次の年金・手当等の受給者の方が対象となります。 （他金融機関等の受給者も可能） １．国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に基づく障害基礎年金又は遺族基礎年金（昭和６１年３月３日以前の老齢福祉年金又は障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む。） ２．厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和４８年法律第９２号）に基づく老齢特別給付金 ３．児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）に基づく児童扶養手当 ４．特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当（昭和６１年３月３１日以前の福祉手当含む。） ５．原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）に基づく医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当 ６．国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）による改正前の厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく障害年金、遺族年金又は通算遺族年金等 ７．国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）による改正前の船員保険法（昭和１４年法律第７３号）に基づく障害年金、遺族年金又は通算遺族年金等 ８．国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第１０５号）による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）に基づく障害年金、遺族年金又は通算遺族年金等 ９．地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第１０８号）による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）に基づく障害年金、遺族年金又は通算遺族年金等 10．私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第１０６号）による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和２８年法律第２４５号）に基づく障害年金、遺族年金又は通算遺族年金等 11．農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第１０７号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和３３年法律第９９号）に基づく障害年金、遺族年金又は通算遺族年金等 12．恩給法（大正１２年法律第４８号）による増加恩給（国庫の支弁に属するものに限る。以下の給付についても同じ。）傷病年金、特例傷病恩給、扶助料（普通扶助料、公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料）又は傷病者遺族特別年金 13．戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和２７年法律第１２７号）による障害年金、遺族年金又は遺族給与金
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・総合口座による取扱いはできません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ香川県